



次回定例会のお知らせ

平成十九年第三回定例会は九月二十日から開かれる予定です。

主に、平成十八年度各会計歳入歳出決算が審査されます。本会議は、初日と二日目に代表質問・一般質問、最終日に議案の議決等が行われます。本会議・委員会とも傍聴できますのでお気軽においでください。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における候補者の推薦について

東京都後期高齢者医療広域連合規約(平成十九年三月一日東京都知事許可)第八条第一項の規定により次の者を東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者として推薦を決定しました。

渋谷区議会議員 木村 正義

議員派遣

地方自治法第百条第十二項及び会議規則第百五十二条の規定により次のとおり議員を派遣する。

改選期における管外施設の視察について
記

改選期により新たに構成された区議会における今後の議員職務の遂行に資するため、区管外施設の現況等を総合的に調査する。

請願・陳情を出すには

請願制度

請願は、区民のみならず、区政に望むことを直接区長や区議会に訴える制度です(地方自治法百二十四条)。この制度は、住民が政治に参加する方法の一つとして、憲法十六条により権利として認められた制度で、みなさんのご意見を政治に反映させる役割を担っています。

書式

- 1 日本語で次の項目を記入します。
- 2 請願の趣旨
- 3 提出年月日

*二人以上で請願する場合(署名簿を添える場合)

- 1 定例会初日までに受理された請願は、その定例会中に審査されます。
- 2 二日目以降、受理された請願は、所管の委員会により取り扱いは異なりますのでお問い合わせください。
- 3 閉会中に受理された請願は、次回の定例会で審査されます。

受付

区議会に提出された請願は、定例会(三月、六月、九月、十一月の年四回)において全議員に配付され、議長が所管の常任委員会に付託します。議会の議決で特別委員会に付託することもあります。

審査

付託された委員会は、「採択すべきもの」又は「不採択とすべきもの」という審査結果を議長に報告し、その後本会議で「採択」「不採択」を決定します。本会議で採択された請願は、区長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるときは送付し、実現を要望します。

陳情

請願と同じ趣旨のもので、紹介議員のないものを陳情書として受理します。所管の委員会が事前に内容を審査して、請願と同様に扱うかどうかを決定します。請願と同様の扱いにすると決定した場合は、請願と同じ処理になります。

請願の書式例(陳情書もこれに準じます)

(表紙) に関する請願(請願名は簡明に書いてください)

紹介議員 (紹介議員の署名又は印)

* 紹介議員は1人以上

(本文) (請願の趣旨を書いてください)

【例】 渋谷区 町丁目番 号付近は、夜間になると暗くて危険なので、街路灯を設置してください。

平成 年 月 日(実際に提出する日付にしてください)

住所(代表者) 渋谷区 町丁目番 号

氏名 渋谷区 町丁目番 号

印(注) ほか 人

渋谷区議会議長 殿

(注) 署名の場合、押印は必要ありません。ワープロやゴム印、署名のコピーの場合、押印が必要です。

議会運営委員会委員一覧

(委員長/副委員長)
平成19年6月6日現在

- | | |
|-------|---------|
| 丸山 高司 | 古川 斗記男 |
| 芦沢 一明 | 五十嵐 千代子 |
| 沢島 英隆 | 染谷 賢治 |
| 栗谷 順彦 | 菅野 孝二 |
| 前田 和茂 | 菅野 茂 |

特別委員会委員一覧

(委員長/副委員長)
平成19年6月6日現在

- | | |
|--------|---------|
| 染谷 賢治 | 葉丸 義人 |
| 岡田 麻理 | 吉田 佳代子 |
| 佐藤 真理 | 牛尾 真己 |
| 下嶋 倫朗 | 新保 久美子 |
| 小林 崇央 | 五十嵐 千代子 |
| 東 敦子 | 木村 正義 |
| 前田 和茂 | 芦野 修 |
| 古川 斗記男 | 芦沢 一明 |

交通問題特別委員会

- | | |
|--------|-------|
| 栗谷 順彦 | 松岡 定俊 |
| 森 治樹 | 岩崎 保夫 |
| 中谷 琢也 | 丸山 高司 |
| 斎藤 竜一 | 広瀬 誠 |
| 沢島 英隆 | 金井 義忠 |
| 浜田 浩樹 | 鈴木 建邦 |
| 伊藤 毅志 | 菅野 孝二 |
| 長谷部 清光 | 菅野 茂 |
| 小林 清光 | |